

議案第6号

取手市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の旅費に関する条例（昭和32年条例第81号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

実務研修生として他の団体や事業者に派遣する場合など、住居の移転を伴う赴任をする際、引越代や家族の交通費等の費用負担が発生することから、一定額を旅費として支給することにより本人の費用負担を軽減するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の旅費に関する条例（昭和32年条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 赴任 市の要請に基づいて国又は他の地方公共団体を退職し、引き続いて採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p> <p><u>(7) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。<u>ただし、赴任に係る旅費については、当該赴任が職員の住所又は居所の移転を伴うものであって、かつ、任命権者が必要と認める場合に限り支給する。</u></p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者</u>に対し、旅費を支給する。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一に該当する場合には、当該各号に掲げる者</u>に対し、旅費を支給する。</p>

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3)及び(4) (略)

3 から 7 まで (略)

(旅費の種類)

第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2 から 8 まで (略)

9 移転料及び着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

11 及び 12 (略)

第 9 条 1 日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第 10 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。)を区分し計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(車賃)

第 15 条 車賃の額は、別表第 1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3)及び(4) (略)

3 から 7 まで (略)

(旅費の種類)

第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

2 から 8 まで (略)

9 移転料及び着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

9 及び 10 (略)

第 9 条 1 日の旅行において、日当または宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。

第 10 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃を区分し計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(車賃)

第 15 条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要または天災その他や

やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 及び 3 (略)

(日当)

第 16 条 日当の額は、別表第 1の定額による。

2 から 4 まで (略)

(宿泊料)

第 17 条 宿泊料の額は、別表第 1の定額による。

2 (略)

(食卓料)

第 18 条 食卓料の額は、別表第 1の定額による。

2 (略)

(移転料)

第 18 条の 2 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に掲げる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に掲げる額に相当する額の合計額)

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災

むを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 及び 3 (略)

(日当)

第 16 条 日当の額は、別表の定額による。

2 から 4 まで (略)

(宿泊料)

第 17 条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 (略)

(食卓料)

第 18 条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 (略)

その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条の3 着後手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 別表第1に掲げる職員の区分に応じ同表に定める日当の額(次項において「日当の額」という。)に、別表第3に掲げる旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ同表に定める日数を乗じて得た額

(2) 別表第1に掲げる職員の区分に応じ同表に定める宿泊料の額(次項において「宿泊料の額」という。)に、別表第3に掲げる旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ同表に定める夜数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が新在勤公署に到着後直ちに職員のための宿舎、自宅その他従前から継続して家族の居住している住居に入居する場合における着後手当の額は、日当の額の2日分に相当する額及び宿泊料の額の2夜分に相当する額の合計額とする。

(扶養親族移転料)

第18条の4 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに掲げる額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転

の際における職員相当の日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし，6歳未満の者を3人以上随伴するときは，2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか，第18条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には，扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし，同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には，各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の額を計算する場合において，当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては，扶養親族移転料の額の計算については，その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして，前2項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 在勤地内における旅行については，次の各号のいずれかに該当する場合において，当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り，支給する。

(1)及び(2) (略)

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

の際における職員相当の日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし，6歳未満の者を3人以上随伴するときは，2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか，第18条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には，扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし，同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には，各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の額を計算する場合において，当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては，扶養親族移転料の額の計算については，その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして，前2項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 在勤地内における旅行については，次の各号の一に該当する場合において，当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り，支給する。

(1)及び(2) (略)

(3) 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(4) 次条第1項第2号に該当する場合には、同号に規定する額の鉄道賃，船賃又は車賃

2 (略)

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 在勤地以外の同一地域内(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)における旅行については、鉄道賃，船賃，車賃，移転料，着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3か月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により

(4) 次条第1項第2号または第3号に該当する場合には当該各号に規定する額の鉄道賃，船賃または車賃

2 (略)

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 在勤地以外の同一地域内(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)における旅行については、鉄道賃，船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3か月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により

支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

付 則

1 から 4 まで (略)

5 特別車両料金及び特別船室料金については、当分の間、第12条第2号及び第13条第1項第5号の規定にかかわらず支給しない。

6 (略)

職員が出張中死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

付 則

1 から 4 まで (略)

5 特別車両料金及び特別船室料金については、当分の間、第12条第1項第2号及び第13条第1項第5号の規定にかかわらず支給しない。

6 (略)

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第18条の2関係)

区分	路程 50 キロメー トル未満	路程 50 キロメー トル以上 100 キロ メートル 未満	路程 100 キロメー トル以上 300 キロ メートル 未満	路程 300 キロメー トル以上 500 キロ メートル 未満	路程 500 キロメー トル以上 1,000 キ ロメート ル未満	路程 1,0 00 キロ メートル 以上 1,5 00 キロ メートル 未満	路程 1,5 00 キロ メートル 以上 2,0 00 キロ メートル 未満	路程 2,0 00 キロ メートル 以上
5 級以上の職 務にある者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
4 級以下の職 務にある者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

別表第3（第18条の3関係）

区分	日数	夜数
路程 25 キロメートル未満	3 日	3 夜
路程 25 キロメートル以上 50 キロメートル未満	4 日	4 夜
路程 50 キロメートル以上	5 日	5 夜

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。